

国際刑事裁判所条約批准に関する意見書

上記の議案を提出する。

平成18年12月20日

提出者

13番 桜井 和実

2番 きくち 太郎

4番 小林 清章

9番 本間 まさよ

15番 山本 ひとみ

16番 大野 まさき

19番 川名 ゆうじ

27番 寺山 光一郎

武蔵野市議会議長 山下 倫一 殿

国際刑事裁判所条約批准に関する意見書

平成10年に行われた外交会議において、我が国の政府代表団は、国際刑事裁判所の設立条約について意見や立場の異なる諸外国の調整に尽力し、同条約の採択に大きく貢献した。

しかし、我が国は、国内法の整備や加盟後の分担金の負担をしなければならないことを理由として、同条約にいまだに批准していない。

一方、平成17年8月に衆議院において、「国連創設及びわが国の終戦・被爆60周年に当たり、更なる国際平和の構築への貢献を誓約する決議」が採択され、外務省を初め関係省庁においても、積極的な取り組みをしている。

アジアの主要国である我が国が早期にこの条約を批准することは、多くの国の批准を促進し、集団殺害（ジェノサイド）、拷問、レイプ、奴隷化などの人道に対する罪や無差別殺人（テロ）、戦争犯罪などを起こした個人を国際法に基づき訴追、処罰することができ、秩序ある平和な世界をつくることに貢献する。

そして、世界連邦運動協会を初めとする多くの平和運動を推し進める多くのNGOも早急な批准を望んでいる。

平成21年には設立条約の見直し会議や裁判官選挙が予定されており、これらに我が国はオブザーバーとしてではなく、加盟国として投票権を有して参加することが望ましいと考える。

以上のことから、武蔵野市議会は、貴職に対し国際刑事裁判所条約の批准を早期に実現することを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年12月 日

武蔵野市議会議長 山下 倫 一

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
法務大臣

あて